

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十九年法律第一百七十九号）	第二百六十七条及び第二百六十条第一項及び第二百七十条の三	この法律又はこの法律若しくは郵便等投票特例法又はこれら法律に基づく命令
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（附 則）	（附 則）	（附 則）
（令和四年一二月九日法律第九六号）抄	（令和四年一二月九日法律第九六号）抄	（令和四年一二月九日法律第九六号）抄
<p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七條の二及び第三十条の四十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百二十一條第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第二項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、</p>	<p>第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。（事務の区分）</p> <p>第十二条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>二 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都府県の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</p>	<p>第十三条 この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。（適用区分）</p> <p>2 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。</p>

別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

二 第一条中感染症の予防及び感染症

二 第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいう。）第十五条の三、第四十四条の三及び第五十条の二の改正規定、感染症法第五十八条第一号の改正規定（「事務」の下に「（第十五条の三第一項の規定により実施される事務については同条第五項の規定により厚生労働大臣が代行するものを除く。）」を加える部分に限る。）、感染症法第六十四条第一項の改正規定（「第四十四条の三第七項」を「第四十四条の三第八項」に改める部分に限る。）、感染症法第六十五条の二の改正規定（「第二項及び第七項」を「第二項及び第八項」に、「から第六項まで並びに」を「から第七項まで」に改める部分に限る。）、感染症法第七十三条第二項の改正規定（「第十五条の三第二項」の下に「（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を「提供等」の下に「、第四十四条の三第六項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十条の二第四項において準用される場合を含む。）」の規定による市町村長の協力」を加える部分に限る。）並びに感染症法第七十七条第三号の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第十九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）」の項の改正規定（「第二項及び第七項」を「第二項及び第八項」に、「から第六項まで並びに」を「から第七項まで」に改める部分に限る。）並びに附則第二十五条、第四十条及び第四十一条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日（政令への委任）

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な事項は、命令で定める。

〔事務の区分〕 第十一条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定によ

2 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議員又は長の選挙に関する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附則抄

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。
(適用区分)
2 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

(施行期日) 附則(令和四年二月九日法律第九六号) 捷

第一条

第一条 この法律は令和六年四月一日から施行する。
号に定める日から施行する。

第一條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条第一項第一号の規定を除く。

五条の規定 第十九条中病院法第六条の五 第七条 第七条の二 第二十七条の二及び第三十条の四第十九項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する規定

する法律第二百二十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三

第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中

第一九条の規定（次項に掲げる改正規定を除く）
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の項、